平成21年5月29日(金曜日)

〇出席議員(16名)

議	長	能	村	憲	治	君	8	番	北	Ш		進	君
1	番	生	田	勇	人	君	9	番	清	水	文	雄	君
2	番	南		和	彦	君	10	番	水	口	裕	子	君
3	番	Ш	口	正	己	君	11	番	渡	辺		旺	君
4	番	藤	井	良	信	君	12	番	八	田	外 茂	男	君
5	番	恩	道	正	博	君	13	番	中	JII		達	君
6	番	北	Ш	悦	子	君	14	番	南		守	雄	君
7	番	夷	藤		満	君	15	番	米	田		満	君

〇説明のため出席した者

町	き 八	十出	泰	成	君	まらくりの策部企画的課業企画档1 兼行財政改革推進室長	本		郁	夫	君
副町長	菱菱		外 史	男	君	まちづくり政策部情報策謀 兼公聴広報室長	岩	上	涼	_	君
教 育 县	- 西	尾	雄	次	君	町 民 福 祉 部 町民生活課長	田	中		徹	君
総務部長	是 出	ЛП	常	俊	君	町民福祉部町民生活課子育て支援担当課長 兼子育て支援センター所長	宮	崎	裕	子	君
まちづくり政策部長	善 高	木	和	彦	君	町 民 福 祉 部 健康推進課長	重	原		正	君
町民福祉部長	ŧ JII	口	克	則	君	町 民 福 祉 部 介護福祉課長	長	丸	信	也	君
都市整備部長	長 橋	本		稔	君	町 民 福 祉 部 環境政策課長	北	JII	真 由	美	君
消防易	津	幡		博	君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	長	田		学	君
会計管理者兼会計課長		田	邦	彦	君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井	上	慎	_	君
総 務		田	睦	郎	君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中	西	昭	夫	君
総務部総務語 人事秘書担当課長		徳		茂	君	教 育 委 員 会 学校教育課長	長	丸	_	平	君
総 務 親 長	ß 表 北		雅	夫	君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	中	村	由利	子	君
まちづくり政策部 企画財政課長		田	吉	弘	君	消防本部消防次長兼消防 署長	井	上		豊	君

○職務のため出席した事務局職員

〇議事日程 (第1号)

平成21年5月29日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第55号 平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第57号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明

日程第5

議案一括上程(議案第55号から議案第59号まで)

○開会・開議

午後2時00分開会

○議長【能村憲治君】 議員の皆様方には、 平成21年第2回内灘町議会臨時会にお集まり いただきました。大変ご苦労さまでございま す。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますの で、これより平成21年第2回内灘町議会臨時 会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

.....

〇会議時間の延長

〇議長【能村憲治君】 本日の会議時間は、 議事の都合により、あらかじめ延長いたしま 定についてを議題といたします。 す。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めま す。よって、本日の会議時間を延長すること に決定いたしました。

○会議録署名議員の指名

〇議長【能村憲治君】 日程第1、会議録署 名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定 により、議長において、6番北川悦子さん、 7番夷藤満さんを指名いたします。

〇会期の決定

○議長【能村憲治君】 日程第2、会期の決

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本

日1日といたしたいと思います。これにご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

·•··•·•

○諸般の報告

○議長【能村憲治君】 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成21年4月分の例月 出納検査結果の報告がありましたので、写し をお手元に配付しておきましたから、ご了承 願います。

〇議案一括上程

〇議長【能村憲治君】 日程第4、議案第55 号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)から議案第59号一般職の職 員の給与に関する条例の一部を改正する条例 についてまでの5議案を一括して議題といた します。

〇提案理由の説明

O議長【能村憲治君】 提出議案に関し、町 長から提案理由の説明を求めます。八十出泰 成町長。

[町長 八十出泰成君 登壇]

〇町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成 21年第2回内灘町議会臨時会を招集いたしま したところ、議員各位におかれましては、ご 多忙中にもかかわらずご参集を賜り、心から お礼申し上げます。

本臨時会にご審議をお願いいたします提出

議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議案第55号 平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成20年度における国民健康保険特別会計が歳入不足となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、不足財源を平成21年度予算から繰り上げ充用する所要の補正であります。

議案第56号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件の条例改正につきましては、国の人事院勧告を準拠し、議会議員、常勤の特別職並びに教育長及び一般職員の期末手当等について、平成21年6月期の支給率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

以上が今回提出いたしました議案についての概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご 決議を賜りますようにお願い申し上げて、私 の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長【能村憲治君】 以上で提案理由の説明は終わりました。

〇質 疑

○議長【能村憲治君】 これより提出議案に 対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

·

○議案の委員会付託

〇議長【能村憲治君】 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第55号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

〇休 憩

〇議長【能村憲治君】 この際、議案審査の ため、暫時休憩いたします。

午後2時06分休憩

••••••••••

午後3時35分再開

〇再 開

○議長【能村憲治君】 休憩前に引き続き会 議を開きます。

議事を続行いたします。

〇議案一括上程

〇議長【能村憲治君】 先ほど所管の各常任 委員会に付託いたしました議案第55号平成21 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)から議案第59号一般職の職員の給 与に関する条例の一部を改正する条例につい てまでの5議案を一括して議題といたします。

•

〇常任委員長報告

O議長【能村憲治君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

北川進総務常任委員長。

〔総務常任委員長 北川進君 登壇〕

〇総務常任委員長【北川進君】 平成21年第 2回臨時会において、総務常任委員会に付託 されました議案の審査の経過と結果について ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長 及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求 め、慎重に審議を重ねた結果、議案第56号議 会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例については、妥当 と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第57号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第58号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

平成21年5月29日

総務常任委員会委員長 北川進

〇議長【能村憲治君】 夷藤満文教福祉常任 委員長。

「文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇」 〇文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成21 年第2回臨時会において、文教福祉常任委員 会に付託されました議案の審査の経過と結果 についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育 長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を 求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第55号 平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)については、妥当と認め、原 案を可とすることに決しました。 以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

平成21年5月29日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

○議長【能村憲治君】 各常任委員長の報告 が終わりました。

•••••••••••

〇質 疑

〇議長【能村憲治君】 各常任委員長の報告 に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、南和彦君。

[2番 南和彦君 登壇]

〇2番【南和彦君】 総務常任委員会の委員 長に質問させていただきたいと思います。

議案第56号から議案第59号までにつきまして、私自身、まず結論から申し上げまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員長にご質問したいと思います。

人事院と総裁によります談話を拝見しておりますと、今回の勧告の骨子といいますのは、公務員の不祥事並びに民間企業のさまざまな不景気という今の状況のそういった格差是正ですね。雇用との比較をした場合の格差是正ですね。これが、表向きの理由によってこのたびの勧告があるのではないかなというふうに思います。

その中で、私はちょっと疑問があるのですが、まず根本的にこの2つの表向きの理由によって、果たして給与カットの理由と合致するのかどうかというところで、委員会の中で協議されたのか。また、昨今、各自治体の財政状況というのは非常に圧迫されておる中で、その各自治体の状況というのもさまざまかと思われます。その中で、組織構造もさまざまに違う中において、一律的な勧告に対し行政運営という面に関して弊害が起きる可能性がないのかなというふうな疑問を抱きました。

委員長の答弁を聞いてから、私の賛否を自 分なりに考えたいと思いますので、ぜひ適切 なるご回答いただきますようにお願いを申し 上げます。

以上でございます。

O議長【能村憲治君】 北川進総務常任委員 長。

[総務常任委員長 北川進君 登壇]

○総務常任委員長【北川進君】 ただいまの 南和彦議員の質疑についてお答えいたしたい と思います。

今回の条例改正については、あくまでも期末手当、6月に支給されます期末手当の減額についての条例改正でございます。どちらかというと時限立法といいますか、そういう形になりますし、恐らく国のほうでこの人事院勧告を出したのは、やはり民間のそれぞれの会社の支給額、期末手当の支給額、そういったものを参考にしながら、その減額する率を決めてきたと私は思っております。

そういった関係で、今現在の6月のこの期 末手当のみの今減額でございますので、私た ちそのものは賛成することに決しましたので、 その点ご報告申し上げておきます。

以上です。

○議長【能村憲治君】 ほかに質疑ございませんか。──質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〇討 論

〇議長【能村憲治君】 次に、討論に入りま

討論ありませんか。——討論なしと認めま す。

これをもって討論を終了いたします。

••••••••••

〇表 決

O議長【能村憲治君】 これより議案の採決 に入ります。

まず、議案第55号平成21年度内灘町国民健

康保険特別会計補正予算(第1号)を採決い たします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〇議長【能村憲治君】 次に、議案第56号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

O議長【能村憲治君】 起立全員であります。 よって、議案第56号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【能村憲治君】 次に、議案第57号常 勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について、議案第58号教育長 の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例についての2議案 を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。 よって、議案第57号、議案第58号の2議案は 原案のとおり可決されました。

〇議長【能村憲治君】 次に、議案第59号一

般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

O議長【能村憲治君】 起立多数であります。 よって、議案第59号は原案のとおり可決され ました。

○閉議・閉会

○議長【能村憲治君】 以上で今回の臨時議 会に付議されました議件は全部議了いたしま した。

よって、平成21年第2回内灘町議会臨時会 を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでございました。 午後3時47分閉会 地方自治法第123条第2項の規定により、 ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員